

## 消費生活相談

不審に  
思ったら  
すぐ相談を



### 訪問買い取りの トラブルにご注意！

「『不要な服を買い取ります』と電話があり、来訪した買い取り業者にアクセサリを安い値段で買い取られた。返してほしい」との相談が寄せられました。

買い取り事業者が消費者宅を訪問し、安価な値段で貴金属などを買い取るトラブルが多発したため、平成25年に特定商取引法が改正され、事業者が店舗以外で物品を購入する取り引きを規制しました。これにより、事業者が突然訪問して買い取りの勧誘をすることや、事業者が電話で約

束した物品以外の買い取りをすることは禁止されました。また、消費者は契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリングオフすることができ、この期間中は、物品の引き渡しを拒否することも可能となりました。

しかし、当センターには、この事例のように、電話で約束したものの以外の買い取りを勧めるなど違法な勧誘と思われる相談が多く寄せられています。

一方、消費者が事業者に訪問での買い取りを依頼した場合は、規制の対象外となります。また、自動車・家具・本・ゲームソフト・有価証券など、訪問購入の適用対象外となる品もあるので注意が必要です。相談者の場合、8日以内であったため、クーリングオフの申し出をするよう助言し、品物は相談者の手元に戻りました。

不審に思うことがあれば、すぐご相談ください。

消費生活センター ☎24局 077